

令和2年5月21日

新入生 保護者の皆様へ  
(※2・3年生は除く)

沖縄県立小禄高等学校長  
(公印省略)

奨学のための給付金の前倒し給付(4月～6月分)に関する手続きについて

今年度より低所得世帯の高校生等が、特に負担が大きい入学時に必要な支援を受けられることができるよう、4月～6月分に相当する額を一部前倒しで給付を行うことが出来るようになりました。(※希望者のみです)

下記の1、2、3どちらかに該当する新入生で、一部前倒し給付を希望する場合は、申請書類等を事務室で配付(本校ホームページに掲載しています。)しておりますので、下記期日までに関係書類と一緒に申請して下さい。

【補足】

※7月～3月分は、7月の申請により決定(再度申請が必要)

※一部前倒し給付を受けなかった場合は、7月の申請により決定し年間分を給付

記

【給付対象者】

下の1～3のいずれかに該当する世帯で、一部前倒し給付を希望する場合

1. 生活保護世帯(生業扶助あり)

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ② 債権者登録申請書 ※給付金を振込する口座を登録する用紙です。
- ③ 振込口座の通帳の写し ※銀行名、支店名、名義人、口座番号がわかる箇所
- ④ 生活保護(生業扶助)受給証明書(様式2) ※市町村役場にて証明

2. 県民税及び市町村民税所得割額が非課税世帯(平成31年度)

- ①～③までは同様
- ⑤ 平成31年度課税証明書(保護者全員分)  
※就学支援金申請で課税証明書を提出している場合は不要です。  
その場合は、別添「同意書」の提出をお願いします。

3. 家計急変(災害等による離職等)により、上記2に相当すると認められる世帯  
注)生活保護世帯は対象外です。

- ①～③・⑤までは同様
- ⑥ 保護者の家計急変の発生事由を証明する書類  
例) 離職票、雇用保険受給資格証、破産宣告通知書、廃業届等
- ⑦ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類  
例) 会社作成の給与見込、直近の給与明細書等
- ⑧ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認書類  
扶養親族分の健康保険証の写し

申請期限 : 令和2年5月29日(金) 厳守

※期日までに申請できない場合は、通常の申請時期(7月)に申請できます。

<問い合わせ先> 小禄高等学校 事務室 担当者 古謝 TEL:098-857-0481

## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金(新入生用)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和2年度より通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては前倒しで一部給付(4~6月分)を行います。

### ＜一部給付の支給要件＞

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している



### ○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		4~6月分	7~3月分	合計額
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		8,000円	24,300円	32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	21,000円	63,000円	84,000円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	21,000円	108,700円	129,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	9,000円	27,500円	36,500円

※7~3月分は、7月の申請により給付します。(再申請が必要)

※前倒し一部給付を受けなかった場合は、7月の申請により合計額を給付します。

### ○提出書類

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ②債権者登録申請書(別添様式)
- ③振込口座の通帳の写し
- ④生活保護受給証明書(様式2)
- ⑤令和元年度(平成31年度)課税証明書 ※就学支援金にて提出済の場合は「同意書」のみで可
- ⑥家計急変に係る関係書類等 ※該当者のみ  
※災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象となりません。  
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ⑦委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式7) ※該当者のみ

○問い合わせ先 小禄高校事務室 担当者 古謝 TEL:098-857-0481